

第1日目（11月8日）

○**議会事務局長** 皆様、おはようございます。議会事務局長の山口でございます。

議員の皆様におかれましては、去る10月20日に行われました南魚沼市議会議員一般選挙におきまして、見事ご当選を果たされました。心からお祝い申し上げます。今後4年間、市民の負託に応じて、市の発展にご尽力いただくわけでございますが、くれぐれも健康には十分ご留意いただきまして、大いなる活躍をお願い申し上げます。

さて、本臨時会は選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員中、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。ただいまの出席議員の中、笛木 晶議員が最年長の議員でありますのでご紹介申し上げます。笛木 晶議員、議長席にお着き願います。

〔臨時議長、議長席に着席〕

○**臨時議長（笛木 晶君）** おはようございます。ただいまご紹介いただきました笛木 晶でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行わせていただきますので、どうかご協力をよろしくお願い申し上げます。

○**臨時議長** ただいまから平成25年第2回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は26名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届け出が出ておりますので、報告をいたします。新潟日报社から写真撮影の許可願がありましたので、これを許可いたします。

〔午前9時30分〕

○**臨時議長** 臨時議長において進める議事日程につきましては、お手元に配付のとおりといたします。

○**臨時議長** 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

○**臨時議長** お諮りいたします。本臨時会は初議会でありますので、ここで議員の自己紹介をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認め、ただいまから仮議席番号順に番号とお名前を読み上げますので、順次登壇の上、住所、氏名、職業程度の自己紹介をお願いいたします。

1番・永井拓三君。

○**永井拓三君** おはようございます。六日町上町在住の永井拓三でございます。職業は会社役員をしております。どうぞ皆様よろしく願いいたします。

○**臨時議長** 2番・塩川裕紀君。

○**塩川裕紀君** おはようございます。五日町在住、塩川裕紀、42歳。自営業をしております。皆さんよろしく願いいたします。

○**臨時議長** 3番・田村眞一君。

○田村眞一君　おはようございます。塩沢町島新田に住んでおります田村眞一でございます。職業は共産党の仕事をしております。今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○臨時議長　4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君　おはようございます。私は旧大和一村尾の清塚武敏、54歳になります。35年間、魚沼市の建設会社で勤務してまいりましたが、今度はこの南魚沼市の発展のために一生懸命努力したいという思いで、議員として皆さんから勉強させていただきながら頑張りたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○臨時議長　5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君　改めて皆さんおはようございます。私、「新人」「しがらみなし」ということで旧六日町美佐島から立候補し、有権者の皆様から押し上げていただきました。何もわからぬ身でございます。皆様方のご指導ご鞭撻のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。私、勝又は59歳です。よろしくお願ひします。

○臨時議長　6番・佐藤剛君。

○佐藤剛君　佐藤剛でございます。職業は市議会議員、3期目になります。浦佐在住でございます。私の議員になっての初心が、議場にいる私たち議員がわからないことは市民の皆様はもっとわからないということで、より多くの発言、そして市民目線に立った判断と政策提言ということといたしました。その初心を忘れずに今までの8年間を土台に、さらに4年間頑張りたいと思いますので、どうぞ皆さんよろしくお願ひします。

○臨時議長　7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君　おはようございます。塩沢町塩沢の桑原圭美と申します。2期目に入らせていただきました。職業は市議会議員と学生でございます。大学のほうでは公共政策論を勉強しております。公共政策論の中において、平成の大合併後の地方自治体がどのようになったか、そしてどのように方向づけをしていくべきかを研究し、それを市政のほうに生かしてまいりたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○臨時議長　8番・山田勝君。

○山田勝君　職業は自営業で電気工事業をやっております。住まいは旧大和九日町というところであります。執行部の皆様は本当に目指すところは一緒だと思います。二人三脚でぜひ一緒に市民のために頑張っていきたいと思います。どうか皆様もよろしくお願ひします。

○臨時議長　10番・林茂男君。

○林茂男君　改めましておはようございます。林茂男です。石打在住、46歳になりました。4年前のこの場を、今、思い出しております。大変個人的には浮き沈みの多い生き方をしておりますが、南魚沼市がそうなのはなりません。一生懸命市のため、郷土発展のために尽くしてまいりたいと考えております。今後また4年間よろしくお願ひいたします。

○臨時議長　11番・鈴木一君。

○鈴木一君　旧塩沢町樺野沢出身の鈴木一です。職業はいろいろやっていますけれど

も、メインは建築士であります。選挙中下ばかり見ておりましたら、見上げてみれば山々は紅葉、初冠雪。「晩節を汚さず」という言葉がありますけれども、私は青春真ただ中であり、晩節を汚してでも市政に尽くしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○臨時議長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 おはようございます。爆サイで、408（ヨンマルハチ）でたたかれています、塩谷でございます。4年間しっかり頑張っていきたいと思っております。執行部の皆様、そして議員同志の皆様よろしくお願いいたします。

○臨時議長 13番・小澤 実君。

○小澤 実君 おはようございます。茗荷沢新田28-1、小澤 実です。職業は農業。健康に留意して4年間一生懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。

○臨時議長 14番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 おはようございます。城内上出浦54番地、黒滝松男です。よろしくお願いいたします。年齢が62歳になりました。職業は食品小売業をやっております。次代のために一生懸命頑張る覚悟でございますので、よろしくお願いいたします。

○臨時議長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 おはようございます。中沢一博と申します。五日町でございます。旅館業をやっております。なかなかうちのほうの仕事は余りしていませんけれども、また家族を守りながら一生懸命市政のためにやってまいりたいと思っております。本当に今回、1票の重さを身にしみて感じている1人でございます。目の前の1人の幸せのため、また市政発展のため4年間全力で戦ってまいります。ご指導のほどよろしくお願いいたします。

○臨時議長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 おはようございます。住所は旧塩沢町君沢であります。寺口友彦、昭和30年生まれ、58歳であります。職業は学習塾経営と田んぼを少々であります。住民の皆様が主役という立場を貫いて8年間、議員をやってまいりました。この4年間もぶれずにやっています。よろしくお願いいたします。

○臨時議長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 旧六日町寺尾に在住しています。63歳。老兵は死なず、中沢俊一です。職業は農業です。

○臨時議長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 日本共産党公認の岡村雅夫です。年は62歳、職業は建築業をやりながらあります。よろしくお願いいたします。

○臨時議長 19番・今井久美君。

○今井久美君 3期目に入りました。五十沢地区津久野の今井久美です。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 南魚沼市中之島五郎丸在住、腰越 晃と申します。昭和 29 年 9 月生まれ、59 歳になります。職業は農業。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長 21 番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 おはようございます。市議会 3 期目、町の時代からここでこうやって挨拶するのが 8 回目になりました。君帰の阿部俊夫でございます。憲法 93 条の基本理念を大事にしながら、地方分権を先導できる議会になるようにこれから 4 年間活動してまいります。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長 22 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 おはようございます。それこそ旧塩沢の関、石打駅の周辺ですが、そこで家族経営の弁当屋を役員として営んでおります。牧野 晶です。いろいろと若さだけではもうやっていけないそういう年代になってきておりますので、皆さんとともにまた市の発展を考えていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。お疲れさまです。

○臨時議長 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 おはようございます。旧塩沢町長崎出身の阿部久夫でございます。年は 64 歳でございます。議会が一丸となって市の発展に臨んでいくことを期待しております。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長 24 番・関 常幸君。

○関 常幸君 おはようございます。関 常幸、浦佐毘沙門様の近くに住んでおります。職業は農業で有限会社ウラコウの非常勤役員をしております。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長 25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 おはようございます。市内坂戸の樋口和人と申します。4 期目となりました。初心に戻ってこの 4 年間、市民の負託に応えるべく、一生懸命議員活動に邁進してまいります。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長 26 番・若井達男君。

○若井達男君 おはようございます。26 番・若井達男でございます。65 歳です。「井戸を掘るなら水湧くまで」のモットーでやっております。若干の田んぼと少々の不動産業を営んでおります。ひとつよろしくお願ひいたします。

○臨時議長 おはようございます。9 番・笛木 晶でございます。私が一番年長者ということで 67 歳でございます。そういうことで旧塩沢栢窪の出身で農業でございます。どうか 4 年間よろしくお願ひ申し上げます。

○臨時議長 以上で、議員の自己紹介を終わります。

ここで井口市長からご挨拶をいただきたいと思ひます。井口市長、よろしくお願ひいたします。市長。

○市長 皆さんおはようございます。26 名の皆さん方からただいま自己紹介をいただきましたので、まず私もお祝いを申し上げる前に自己紹介をさせていただきます。名前は井口一郎と申します。職業は当面の間、市長ということであります。この 3 月で 65 歳になり

まして、前期高齢者の仲間入りをしたという通知を、市役所からいただきました。年は年でありすけれども、それこそ自分に与えられた任期を、皆さん方とともに懸命に市民の皆さんのために尽くしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、皆さん方にまずもってお祝いを申し上げたいと思います。先般行われました南魚沼市議会議員選挙は、3名超過という大変少数激戦の厳しい選挙戦でございました。私も傍観をしていたということでありすけれども、皆さん方の必死の訴え、これらをずっと見聞きさせていただきまして、本当に市政にかける皆さん方の熱意を強く感じていたところがあります。その激戦を見事勝ち抜かれまして、きょうここに登壇をいただきました26名の皆さん、改めてお祝いを申し上げるところであります。ご当選本当におめでとうございます。

大変なベテランの方からそして新人の方まで、まさに多士済々、そういう面では私も非常に心強い限りであります。ご承知のように市が合併をいたしまして、来年で満10年ということでもあります。まさに区切りの年を皆さん方とともに迎えられるわけではありますが、もちろん国の内外、そして地方も問題は常に山積をしているところでもあります。新たな問題、そして今までずっと続いてきているもろもろの問題、これは非常に一朝一夕に解決できぬという部分の難しい課題もたくさんあるわけでありすけれども、先ほど山田議員がおっしゃったように、私もそして議会の皆さん方も、目指すところは一つであります。市の繁栄、発展、そして市民の皆さん方の福祉向上を含めた幸せということでもあります。

我々もそういう思いを込めながら、それぞれの議案を提出させていただくわけでありすけれども、よく言われております地方議会の中に、与党、野党という言い方をする部分が非常に多くありますが、ご承知のように地方議会は二元代表制でありますので、まさに与党、野党という区分は本来存在しない。これもよく言われております、皆さん方は「ゆ党」——やゆよの「ゆ党」と。車の両輪、近づかず離れず、これが私は鉄則だと思っております。どうか議会の皆さん方からもそれらを十分ご理解いただきながら、今後市政の発展にご尽力賜れば大変ありがたいと思うところでもあります。

皆さん方に思いを託した1票1票、これは本当に市民の皆さん方の切実な願い、思い、これは私も同じでありますけれども、当然のことでもあります。どうか今後4年間、市民の皆さん方の負託に十分お応えいただきますように、そして、我々もまた真摯にそのことを理解し、そして提案をしながら皆さん方とともに歩んでまいりたいと思っております。今後4年間よろしく願い申し上げたいと思っております。

最後に、まさに議会議員の皆さん方というのは、非常に激務であります。どうか体に、健康に十分ご留意をいただいて、そして有権者の皆さん方の負託に応える、このことを心からお願い申し上げます。どうか4年間、我々執行部もこの後また職員の紹介もございすけれども、一緒になって進んでまいりたいと思っております。ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。当選のお祝い、そしてご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長　市長、ありがとうございました。

次に市管理職員の紹介を岡村副市長からお願いいたします。副市長。

○副市長 改めておはようございます。副市長を拝命している岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。議員各位におかれましては、ご当選本当におめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

それでは執行部それから行政委員会につきまして、私のほうからご紹介を申し上げます。議長席に向かいまして右側前列、議長席側から名字と職名を申し上げます。

初めに南雲教育長でございます。

〔「よろしく申し上げます」と叫ぶ者あり〕

阿部水道事業管理者、兼ねて企業部長でございます。

〔「水道事業管理者でございます。よろしく申し上げます」と叫ぶ者あり〕

次の席は本日公務のため欠席をさせていただいておりますが宮永病院事業管理者、兼ねてゆきぐに大和病院長の席になっております。

次でございますが、河野代表監査委員でございます。

〔「監査委員の河野です。よろしく申し上げます」と叫ぶ者あり〕

近藤建設部長でございます。

〔「近藤でございます。よろしく申し上げます」と叫ぶ者あり〕

前列最後になりますが、勝又消防長でございます。

〔「勝又です。よろしく申し上げます」と叫ぶ者あり〕

次に後列右側から中島会計管理者、兼ねて会計課長でございます。

〔「中島です。よろしくお願いいたします」と叫ぶ者あり〕

高橋消防次長、兼ねて警防課長並びに消防署長でございます。

〔「高橋です。よろしく申し上げます」と叫ぶ者あり〕

田村建設課長でございます。

〔「田村でございます。よろしくお願いいたします」と叫ぶ者あり〕

湯本病院事務部長でございます。

〔「湯本と申します。よろしくお願いいたします」と叫ぶ者あり〕

関水道課長でございます。

〔「関と申します。よろしくお願いいたします」と叫ぶ者あり〕

高野学校教育課長でございます。

〔「学校課長の高野と申します。よろしくお願いいたします」と叫ぶ者あり〕

南雲教育部長でございます。

〔「南雲です。どうぞよろしくお願いいたします」と叫ぶ者あり〕

次に左側前列、私の隣でございますが、星野総務部長でございます。

〔「星野でございます。よろしくお願いいたします」と叫ぶ者あり〕

板鼻市民生活部長でございます。

〔「板鼻でございます。よろしくお願いいたします」と叫ぶ者あり〕

貝瀬福祉保健部長でございます。

〔「貝瀬でございます。よろしく申し上げます」と叫ぶ者あり〕

白井産業振興部長でございます。

〔「白井でございます。よろしくお願ひいたします」と叫ぶ者あり〕

山田市民生活部次長、兼ねて大和市民センター長でございます。

〔「8番議員と同姓同名でございます」と叫ぶ者あり〕

後列左側、片桐市民生活部次長を兼ねて塩沢市民センター長でございます。

〔「片桐です。よろしくお願ひいたします」と叫ぶ者あり〕

秋山農林課長でございます。

〔「秋山です。よろしくお願ひいたします」と叫ぶ者あり〕

上村子育て支援課長でございます。

〔「上村でございます。よろしくお願ひいたします」と叫ぶ者あり〕

高橋税務課長でございます。

〔「高橋と申します。よろしくお願ひいたします」と叫ぶ者あり〕

清水企画政策課長でございます。

〔「清水でございます。よろしくお願ひいたします」と叫ぶ者あり〕

今井財政課長でございます。

〔「今井でございます。よろしくお願ひいたします」と叫ぶ者あり〕

阿部総務課長でございます。

〔「阿部と申します。よろしくお願ひいたします」と叫ぶ者あり〕

平賀市長広報室長でございます。

〔「平賀と申します。よろしくお願ひいたします」と叫ぶ者あり〕

議場内は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

なお、本日は非常に出席をしておりますが、議案審議等の関係で担当課長が出席する場合がございますので、あらかじめ紹介をさせていただきます。ここにはおりませんが、総務部では松井情報管理室長、市民生活部では石田市民課長、川上環境交通課長、野上廃棄物対策課長。福祉保健部では羽吹介護保険課長、小倉福祉課長、北村医療対策室長、上村保健課長、小幡城内診療所事務長、金澤養護老人ホーム魚沼荘所長。産業振興部では宮田商工観光課長、上村家畜指導診療所長。建設部では高橋都市計画課長、山口国土調査室長。企業部では上村下水道課長。大和病院では小幡庶務課長、桑原医事課長、清水健康開発課長。消防本部では八木庶務課長、岡村予防課長、高橋湯沢消防署長、行方大和分署長。行政委員会及び執行機関の部分でございますが、教育委員会では佐藤社会教育課長、一之谷子ども・若者育成支援センター長。監査委員事務局で加藤事務局長、農業委員会事務局で樋口事務局長。以上が本日議場に出席していない管理職でございます。

私どもも気持ちを新たに執行に当たってまいりますので、議員各位には特段のご指導ご支援をお願い申し上げまして執行部管理職の紹介を終わらせていただきます。ありがとうございます

いました。

○臨時議長 ありがとうございます。

○臨時議長 休憩といたします。休憩後の再開は10時40分といたします。

[午前10時09分]

○臨時議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午前10時40分]

○臨時議長 日程第2、選挙第1号 議長の選挙についてを行います。事務局長の朗読を求めます。事務局長。

○議会事務局長 それでは朗読いたします。選挙第1号 議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、南魚沼市議会議長を選挙する。平成25年11月8日提出。南魚沼市議会臨時議長・笛木 晶。以上でございます。

○臨時議長 選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○臨時議長 ただいまの出席議員は26名であります。

次に立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に仮議席番号1番・永井拓三君及び2番・塩川裕紀君を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○臨時議長 投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に議長として適任と思われる方の氏名を記載願います。

[投票用紙配付]

○臨時議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と叫ぶ者あり]

配付漏れなしと認めます。

○臨時議長 投票箱を点検いたします。

[投票箱の点検]

異常なしと認めます。

○臨時議長 ただいまから投票を行います。仮議席番号1番の議員から順次投票してください。

[投票]

○臨時議長 投票漏れはありますか。

[「なし」と叫ぶ者あり]

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

○臨時議長 開票を行います。永井拓三君及び塩川裕紀君、開票の立ち合いをお願いいたします。

[永井拓三君及び塩川裕紀君立ち合いの上、開票]

○臨時議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数 26 票、有効投票 26 票、無効投票ゼロです。有効投票のうち関 常幸君 15 票、今井久美君 6 票、寺口友彦君 3 票、岡村雅夫君 2 票、以上であります。

この選挙の法定得票数は 7 票であります。したがって、関 常幸君が議長に当選されました。

[拍手]

○臨時議長 議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○臨時議長 ただいま議長に当選されました関 常幸君が議長におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、関 常幸君に議長当選の告知をいたします。

○臨時議長 議長に当選されました関 常幸君から挨拶をお願いいたします。

○関 常幸君 ただいま南魚沼市市議会議長第 6 代目に当選をいたしました関 常幸でございます。一言ご挨拶申し上げます。来年は、南魚沼市合併 10 年を迎えます。今までの期間は、塩沢、六日町、大和の融和と、合併前の 3 町の町民との約束を果たしてきた 10 年であり、まさに南魚沼市の土台づくりでありました。これからの 4 年間は、南魚沼市のさらなる発展と未来に向けた新たなスタートであります。関 常幸、浅学非才ではありますが、全知全能、全身全霊をもってこの議長職を務める覚悟でございます。議員諸氏の皆さん、また執行部の皆さん、そして職員の方のご協力をお願い申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

[拍手]

○臨時議長 関議長、おめでとうございます。議長席にお着き願います。

これをもって臨時議長の職務は全て終了いたしました。皆様のご協力、大変ありがとうございました。

[拍手]

[議長席交代]

○議 長 (関 常幸君) それでは休憩といたします。休憩後の再開は 11 時 10 分といたします。

[午前 10 時 52 分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午前 11 時 09 分]

○議 長 お諮りいたします。本日の追加議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程（第 1 号の追加）としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、追加議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程（第 1 号の追加）とすることに決定いたしました。

○議 長 日程第1、議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席の仮議席をそのまま本議席として指定いたします。

○議 長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号3番・田村眞一君及び4番・清塚武敏君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。本臨時会の会期は、本日11月8日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日11月8日の1日間と決定いたしました。

○議 長 ここで、事務局長から発言を求められておりますので、これを許します。事務局長。

○議会事務局長 お手元に配付してございます次の日程第4、選挙第2号から日程第10の選挙第4号並びに日程第14、発議第9号及び日程第15、発議第10号までの配付案件につきましては、議長名がいずれも記載されておられません。各人で当該箇所に「関 常幸」と議長名を記入されるようお願いいたします。以上でございます。

○議 長 日程第4、選挙第2号 副議長の選挙についてを行います。事務局長の朗読を求めます。事務局長。

○議会事務局長 それでは朗読いたします。選挙第2号 副議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、南魚沼市議会副議長を選挙する。平成25年11月8日提出。南魚沼市議会議長関 常幸。以上でございます。

○議 長 選挙は投票で行います。

○議 長 議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。

○議 長 次に立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号5番・勝又貞夫君及び6番・佐藤 剛君を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に副議長として適任と思われる方の氏名を記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

○議 長 投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

○議 長 異常なしと認めます。

○議 長 ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順次投票してください。

〔投票〕

○議 長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

○議 長 開票を行います。勝又貞夫君及び佐藤 剛君、開票の立ち合いをお願いいたします。

〔勝又貞夫君及び佐藤 剛君立ち合いの上、開票〕

○議 長 投票の結果を報告いたします。

投票票数26票、有効投票26票、無効投票ゼロ。有効投票のうち牧野 晶君16票、腰越晃君8票、田村眞一君2票、以上のおりであります。

○議 長 この選挙の法定得票数は7票であります。したがって、牧野 晶君が副議長に当選されました。

○議 長 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議 長 ただいま副議長に当選されました牧野 晶君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、牧野 晶君に副議長当選の告知をいたします。

○議 長 副議長に当選されました牧野 晶君から挨拶をお願いいたします。22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 このたび副議長に当選させていただきました牧野 晶です。それこそ市民の負託に応えられるように、そして議長をサポートして一生懸命この市を盛り上げていきたいと思っております。これからも一生懸命頑張っていきますので、皆様もいろいろとご指導をいただければと思います。よろしく申し上げます。

〔拍手〕

○議 長 日程第5、報告第4号 常任委員会委員の選任についてを行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてお手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

以上で、報告第4号 常任委員会の委員の選任についてを終わります。

○議 長 日程第6、報告第5号 議会運営委員会委員の選任についてを行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてお手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

以上で、報告第5号 議会運営委員会の委員の選任についてを終わります。

○議 長 ここで各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選のため、休憩いたします。休憩後の再開は13時10分といたします。

[午前11時22分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午後13時08分]

○議 長 日程第7、報告第6号 常任委員会の正副委員長の選任についてを行います。事務局長に報告させます。事務局長。

○議会事務局長 報告第6号を朗読させていただきます。

報告第6号 常任委員会の正副委員長の選任について。南魚沼市議会委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会の正副委員長が選任されたので、下記により報告する。平成25年11月8日提出。南魚沼市議会議長・関 常幸。

それでは各委員会の委員長、副委員長を報告いたしますので、皆様、空欄に記入をお願いしたいと思います。なお、敬称は略させていただきます。

総務文教委員会委員長・佐藤 剛、副委員長・鈴木 一。産業建設委員会委員長・小澤 実、副委員長・笛木 晶。社会厚生委員会委員長・塩谷寿雄、副委員長・塩川裕紀。以上でございます。

○議 長 常任委員会の正副委員長については、ただいまの事務局長の報告どおりであります。

ここで各常任委員長から挨拶をしていただきます。まず、総務文教委員長・佐藤 剛君から挨拶をお願いします。6番・佐藤 剛君。

○佐藤総務文教委員長 ただいま総務文教委員長に選任いただきました佐藤 剛でございます。今、この大役に身が引き締まる思いでございます。市議会の中での委員会の重要性を改めて心に銘じまして、市の発展のため市民の負託に応えるために、総務文教委員会が活発で充実した委員会になりますよう頑張りたいと思います。議員各位そしてまた執行部の皆さん方にも、今後ともご指導、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

[拍手]

○議 長 次に産業建設委員長・小澤 実君の挨拶を求めます。13番・小澤 実君。

○小澤産業建設委員長 産業建設委員長に選任されました小澤 実でございます。大変重責ではありますが、一生懸命務めさせていただきたいと思っております。昨今、当市の基幹産業であります農業の問題に関しましては、生産調整の廃止、それから転作の交付金の減少等、そんな問題が出てきております。また、産業関係では、雇用の拡大がなかなか進まないところでございますが、それらにも着手していかなければならないと思っております。また、市の施設であります道路、消雪パイプ等々の老朽化等も進んでおりますので、それらに一生懸命問題として取り組んでまいりたいという所存でありま

す。委員各位はもとよりまた議員の皆様、執行部の皆様からご支援をいただきながら一生懸命務めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔拍手〕

○議 長 次に社会厚生委員長・塩谷寿雄君の挨拶を求めます。12番・塩谷寿雄君。

○塩谷社会厚生委員長 ただいま委員会におきまして社会厚生委員会委員長に選任されました塩谷でございます。市の福祉全般、そしてこれから医療が平成27年の大きな再編がありますので、我々社会厚生委員会もそれに向けて議員各位のご協力、また執行部のご協力をもって取り組んでいきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

〔拍手〕

○議 長 以上で報告第6号 常任委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○議 長 日程第8、報告第7号 議会運営委員会の正副委員長の選任についてを行います。事務局長に報告させます。事務局長。

○議会事務局長 報告いたします。報告第7号 議会運営委員会の正副委員長の選任について。南魚沼市議会委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会の正副委員長が選任されたので、下記により報告する。平成25年11月8日提出。南魚沼市議会議長・関 常幸。

本件につきましても、用紙のほうにご記入をお願いします。なお、敬称は略させていただきます。

委員長・黒滝松男、副委員長・林 茂男。以上でございます。

○議 長 議会運営委員会の正副委員長については、ただいまの事務局長の報告のとおりであります。ここで議会運営委員長・黒滝松男君から挨拶をしていただきます。14番・黒滝松男君。

○黒滝議会運営委員長 先ほどの委員会にて議会運営委員長をということで選任させていただきました。まだまだわからないこともいっぱいありますし、責任の重さを痛感しておるところでございますけれども、開かれた議会を目指して、それぞれの委員の方をはじめ、議会の全員の方からいろいろな意味でまたご支援をいただきながら、執行部はもちろんでございますけれども、一生懸命に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

〔拍手〕

○議 長 以上で報告第7号 議会運営委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○議 長 日程第9、選挙第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを行います。

○議 長 お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2

項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

○議 長 お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにした
いと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

○議 長 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に塩谷寿雄君を指名します。

○議 長 お諮りいたします。ただいま議長が指名しました塩谷寿雄君を新潟県
後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました塩谷寿雄君が新潟県後期高齢者
医療広域連合議会議員に当選されました。

○議 長 ただいま新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました塩
谷寿雄君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をい
たします。

○議 長 日程第 10、選挙第 4 号 魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の
選挙についてを行います。

○議 長 お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2
項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

○議 長 お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにし
たいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。魚沼地域特別養
護老人ホーム組合議会議員に塩谷寿雄君を指名します。

○議 長 お諮りいたします。ただいま議長が指名しました塩谷寿雄君を魚沼地
域特別養護老人ホーム組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました塩谷寿雄君が魚沼地域特別養護
老人ホーム組合議会議員に当選されました。

○議 長 ただいま魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に当選されました
塩谷寿雄君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知を
いたします。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第 37 条第 3 項の

規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第 11、第 26 号報告 専決処分した事件の承認について（平成 25 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 26 号報告であります。専決第 23 号、平成 25 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号）につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、近畿から東北地方にかけて甚大な被害をもたらした、国の激甚指定となりました 9 月 15 日から 16 日にかけての台風 18 号による豪雨災害における農林水産施設及び公共土木施設等についての災害復旧費を計上させていただくところであります。

農林水産施設につきましては、頭首工施設 3 か所を含む農地及び農業施設で約 360 件となり、合計 1 億 7,100 万円の復旧費を見込みました。公共土木施設につきましては、道路が 35 件、河川が 37 件、公園及び流雪溝関係が 6 件、合計 2 億 171 万円の復旧費を計上いたしました。

歳入では、特定財源として農林施設災害復旧費分担金、国庫補助金及び起債を充当し、一般財源として財政調整基金から繰入金 6,792 万円を充当し収支の調整を行いました。

以上によりまして、歳入歳出予算総額にそれぞれ 3 億 7,271 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 321 億 9,277 万 5,000 円としたものであります。

詳細につきましては総務部長より説明させますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは第 26 号報告についてご説明申し上げます。第 26 号報告、3 ページをお開きください。本件は市長がただいま提案理由で申し上げましたとおり、9 月 16 日の台風 18 号による豪雨災害に緊急に対応するため、第 1 条で歳入歳出予算の補正、第 2 条で地方債の補正を 9 月 24 日に専決処分させていただいたものでございます。

10 ページ、11 ページをお開きください。今回の補正の財源となります歳入の補正でございます。11 款 1 項 3 目災害復旧費分担金では、説明欄の農地、農業用施設災害復旧事業分担金、いわゆる受益者分担金でございます。国庫補助対象となる農地復旧 3 か所、施設復旧で農道水路 2 か所、頭首工 3 か所分で 177 万円の計上でございます。分担金率は農地で復旧費の 5%、農業用施設で 1.5%でございます。

続きまして 13 款 1 項 3 目国庫負担金でございます。説明欄、公共土木施設災害復旧費国庫

負担金で道路災害6路線、河川災害、4つの河川のものでございまして、8,599万円ほど、災害査定用設計委託費国交負担金で道路災害分、1路線でございまして432万円の計9,032万円ほどの計上でございます。

その下14款2項5目農林水産業費県補助金では、説明欄の農林災害復旧事業県補助金で、先に11款の分担金で申しあげました国庫補助対象となる農地、農業用施設災害復旧事業8か所分、6,670万円の追加でございまして。

その下、17款2項基金繰入金でございまして。国庫負担金、県補助金のほか、財源の不足する部分としまして財政調整基金6,792万円の繰り入れでございまして。

一番下の20款1項市債でございまして。公共土木施設災害では、4目土木債の自然災害防止事業債600万円及び5目の災害復旧債、公共土木施設災害復旧事業債8,830万円、同じく5目の災害復旧債で農林災害に農林施設災害復旧事業債5,170万円の計1億4,600万円の追加計上でございまして。以上が歳入の部分でございまして。

めくっていただきまして12ページ、13ページをお願いいたします。11款1項1目農林水産施設災害復旧費の説明欄の丸、農林施設災害復旧費、単独分でございまして、6,650万円の計上でございまして。

その下、光熱水費250万円は、今回の被災箇所、石打地内魚野川の頭首工、関山大堰でございまして、ここの堰は農業用水のみならず冬期間を主にいたしました生活用水の取水にもかかわるものでございまして、冬季に係る仮設ポンプの電気料でございまして。

その下、測量設計等委託料2,000万円は、歳入の県補助金で申しあげました国庫補助対象となる3か所の頭首工をはじめといたします被災箇所の災害査定用設計書作成委託等でございます。

単独分の最後の行になりますが、災害復旧補助金2,500万円でございます。国庫補助対象外で復旧費が5万円以上の被災箇所に係る地元施工によります災害復旧に対する補助金でありまして、補助率といたしましては50から70%、農地災害、施設災害合わせて約350か所分の計上でございまして。

次の丸、農林施設災害復旧費、こちらは補助対象分でございます。農地復旧3か所、農道水路2か所、頭首工3か所の国庫補助対象災害復旧の消耗品及び工事費で1億450万円の計上でございまして。3か所の頭首工がこのうちの大きなものを占めているものでございまして。

続きまして11款2項1目公共土木施設災害復旧費でございます。説明欄の丸、土木施設災害復旧費、補助対象分でございます。市道が6路線の道路災害復旧工事費7,300万円、4河川でございまして、河川復旧工事費5,600万円、その他道路災害1路線分の測量設計委託費、市道1路線及び2つの河川の被災箇所の応急復旧工事費で1億4,584万円ほどの計上をさせていただきます。

次の丸、土木施設災害復旧費、これは単独分でございます。最下段の2行、国庫負担対象外の道路災害復旧工事費、路肩やのり面の復旧など26か所で1,542万円、河川災害復旧工事費では護岸の復旧、土砂の撤去など29か所分で2,370万円のほか、被災箇所、これは道路3

か所、河川3か所の復旧工事でございますが、それに係る測量設計委託料1,120万円など5,586万円余りを補正させていただきました。以上が歳出でございます。

ページを戻っていただきまして6ページをご覧くださいと思います。第2表、地方債の補正でございます。歳入で申し上げましたとおり表の合計の上、3行目になりますが、自然災害防止事業債、その下の災害復旧事業債を追加させていただきました、限度額を1億4,600万円増の41億8,080万円にさせていただきました。

以上、ご説明申し上げた内容によりまして、歳入、歳出それぞれ3億7,271万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を321億9,277万5,000円とさせていただいたものでございます。

雑駁な説明で恐縮でございますが、以上で第26号報告 専決第3号の説明を終了いたします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 今回の補足説明を申し上げます。農地及び農業関連施設につきましては、激甚指定ということで補助率が増嵩される予定になっておりますけれども、今回の予算書の中にはそれは反映しておりません。約10%から20%の増嵩の予定ですけれども、まだ補助率が確定しなかったためにここにはのせてありませんので、ご了承いただきたいと思います。以上です。

○議 長 質疑を行います。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 9月16日の台風による豪雨水害でありますけれども、上流域に、要するに2年前のゲリラ豪雨による水害によって被害を受けた部分からの土砂流出というのが非常にあったということで、あの程度の雨であってもこれだけの被害が出たということは聞いております。2年前の水害復旧の現場でも相当被害を受けたというのがありました。そうすると、災害復旧は今年度で一応終了だという予定でありましたけれども、遅れが出ている。さらに今回、災害復旧だけで4億円近くの仕事が出たわけですけれども、この部分も入って相当災害復旧の工事完了は遅れるのではないかと話が出ています。11月8日になりましたので、その進捗状況等々が中間発表でできればどのようなものか、ちょっと聞いてみたいと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 ことしが平成23年災の最終年度ですので、終わる予定で進めておりますが、今お話がありました18号台風によりまして被災をした現場がございます。そこにつきましては、一旦、現時点で事業を終了ということで打ち切らせていただきまして、新しく増破した、被害が大きくなったものとして災害査定をとらせていただくことになっております。以上です。

○議 長 農林課長。

○農林課長 農災の絡みでございますけれども、現在、件数的に完了率96%ぐらいでございます。率とすればこのぐらいですけれども、工事を出している中に、もう各工区、数箇所

をまとめて1工事と出しているところもございますので、中身的には進捗率はもっと上がっているというのが現状でございます。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 あの程度の1時間15ミリから16ミリぐらいの降雨であったとデータに出ておりますけれども、例えば十二沢川であればあの程度であってもすぐ水がのってくるという状況がありました。結局は魚野川の河床が下がっていないということに原因して、ここから水がのみ込めないという部分がはっきりしたわけでありまして。この辺についても国との交渉も大分されたと思うのですけれども、そのいきさつについて報告できるものがあればお聞きしたい。

○議 長 建設部長。

○建設部長 実際、魚野川の水位につきましては、平成23年災のときよりも上がっていたというのがデータの的にもわかっております。魚野川自体も以前の河川改修によって今の形にはなっておりますが、中央部の流芯掘削というのがまだされていない状況です。今下流のほうから、魚野川は主流ですけれども、信濃川から順次国のほうがやっている状況です。それにあわせて上流域についても、今すぐではありませんけれども整備されるのは間違いありませんが、まだ時間がかかるというのは実情です。それを早急に進めていただくよう強く今要望をさせていただいているところです。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 それにあわせて仮設といいますかそういう形ではあっても、枝川については魚野川との合流部分について土を積んで仮設の積み上げを行うとか、あるいはトンパックを積むというところの応急措置をもう当然とられるものだと思っておりますけれども、これについてのお考えをお聞きしたい。

○議 長 建設部長。

○建設部長 県のほうと当然その辺は協議をさせていただいております。枝川につきましては今ほどお話がありましたように、予防的に前回の台風18号の災害後改めて積ませていただきましたし、それは今も残っているわけです。そのほか十二沢川のように常習的に冠水しているのがJRの西側でございます。そこにトンパックを積むとその上流で冠水するというのがわかっておりますので、今のところ県とは、流入する支線、農業排水路等々で水量を少なくすることはできないかということで、例えば準用河川平手川は高速道路のトンネル付近、近尾川から分水をして取水しておりますので、その水門の開け閉めを地元の組合の方と協議の中で、明確に迅速に閉じる等々の策をとろうということで打ち合わせを今進めているところです。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 歳出の11ページの一番上の項目について質問しますが、農地災害の部分について2年前の災害のときには受益者負担というものを取らなかったと思います。今回との違いをひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 確かに平成 23 年の新潟・福島豪雨の際には、農地、農業用施設の負担金はゼロということで、特例措置でそういう措置をさせていただいたところであります。平成 23 年豪雨は、ご承知のようにもう広範にわたっての被害でありましたし、平成 16 年の中越大震災の際にも被害甚大ということで、これは確か負担金を徴収せずに復旧をしたことがありました。要は被害の額、あるいは範囲これらをしんしゃくさせていただいて、判断をさせていただいたところであります。

今回は額的には、億という金になればでかいですけれども、地域全般そういう面から見ますとある程度限定的でもございますし、そのほかに常に農地、農業用施設の災害復旧に負担金を徴収しないということになりますと、公平性の観点から非常にこれは疑問が残るということの中で、今回はある程度規定どおりの負担金、分担金を徴収させていただくということにさせていただいたところであります。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、市長は公正的な立場でという言い方をしますが、やはり災害は同じだと思いのです。ですから、過去の例が広範囲にわたったとかということ、広範囲であろうが狭い地域であろうが、そういう点では、被害は被害だということですので、ちょっと異質だなと私は捉えました。

なぜならば 2 年前の受益者負担を取らないというのは、多分南魚沼市がちょっと特徴的だったという話も耳にしているところであります。そういう点からしまして、直近のことでありまして、それこそ被害も甚大ではなかったということであれば市負担も少なく済むということでありまして、それでいまして少し考慮が必要ではないかというふうに私は思いますが、所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 災害は災害でありますけれども、やはり例えば国の場合でも県の場合でも我々の場合でもいずれそうでありますけれども、被害の程度によってこれはとても農家負担が耐えられない、非常に大きな打撃を受け過ぎるという部分を考慮させていただいているところであります。

特に農地、農地災害につきましては個人の財産でありますので、本来でありますとやはりどうしても負担金という部分が出るわけですけれども、特例的に平成 23 年は本当に大変な被害でございましたので、これは免除しようということであります。

そして額が多いとか少ないとかという問題ではございません。被害額が少なかったから負担金をもらう、多かったから負担金をもらわないというところではなくて、やはり公平、農業の個人施設に対して今回程度の災害であれば負担金は徴収すべきということで、私は結論を出させていただいたわけであります。

これはさっきもちょっと触れましたように、今回の復旧は農地については非常に大規模というのはほとんどないのです。災害査定に該当しないような部分がほとんどでありました。

ですので、いわゆる一々市が全て設計をして発注するという形態をとっておりません。地域の皆さんが重機を頼んで、そして土砂を撤去するということですので、工事費も非常に安く済みますし、負担金もほとんど負担にならない。数が多いですのでこういう数字になりますけれども、負担金もほとんど負担にならない程度でありますので、これは負担金をいただくということで、私は決断をさせていただいたところであります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 押し問答になりますからですが、私は決断ということに関してやはり一貫性がないというふうに指摘させていただきます。このたびの水害量ぐらいでの災害のところは、前回は災害にあっているというところだと思いますと、この前なかったのに今度は何で受益者負担があるのだと、こういうことになってしまいます。

そういう点からしてみると、今さら過去の話にさかのぼる必要はないかと思いますが、そのときの英断は英断としてですけれども、やはりその英断が災害について持続するという考え方を持っていくべきでないか。昨今の状況としてみれば、個人の財産に手をつけないというところから、それに補助をするという段階に移ってきておりますので、そういった先駆的な考え方がもしあったとしたならば、私はこれを踏襲すべきではないかということをつけ加えておきます。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 何か勘違いをされているようでありますけれども、今回が通常であります。前回は異例の措置であります。今回が異例ではないのです。通常に処理をさせていただいてということでありまして、その辺を履き違えていただきますと、何の施設もどの部分もそして個人の財産につきましても、全て市が全部負担をして——農業だけですね、やっていくとこれはやはり少し行き過ぎだろう。前回は異例であります。あれだけの災害がありましたから、そういうことでご理解いただきたいと思えます。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2点だけちょっと確認も含めてお願いしたいと思いますけれども、まず9月16日の豪雨に台風18号の対応につきまして、9月24日の専決処分という迅速な対応をしていただき災害復旧に当たっていただいたことは、本当に市民として感謝するところであります。

ただ、迅速な対応はそういうことですが、迅速がゆえに2年前の災害に比べれば規模も違いますが、災害の漏れみたいところが——漏らさず把握できたのか、そして対応できたのかというところが1点。

そして、2年前の災害とは規模が違いますけれども、2年前の災害そしてまた今回の豪雨も受けまして、雨が降る、豪雨が来ると地域の中では、非常にここが危険だ、ここが危ないというのが浮き彫りに多分なってきたのです。そういうところも今回いろいろあったと、災害までにはならないけれどもあったと思うのですが、そういうところの減災対策みたいな見直しといいますか考え方を変えていく。これと100年に一度、50年に一度なんて言われて

いる災害が、こう1年おきに豪雨があつてはなかなか大変ですので、そういうところの見直しみたいな考えがこの豪雨を経験しておありになったのかどうかという2点だけお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 平成23年豪雨では、特に農地あるいは農業用施設に調査不足というか、あれだけの災害でありましたのでなかなか集落の方も、あるいは市の職員のほうも見落としていた部分それがあつたことは事実でありまして、後ほど全部拾い上げていったわけです。今回はその反省のもとに立ちまして、市の職員では限界がございますので、各土地改良区に全部調査といいますか、そこに申告をしてくださいと、土地改良区で責任を持って取りまとめて市の方にご報告願いますという形をとらせていただきました。ですので、私は取りこぼしはないと感じておりますが、これも土地改良区そのものも自分たちの区域全域を職員が全部隅から隅まで回ってみたということではないような気がします。

やはり、個人、所有者からあるいは関係者からその指摘がなければ、なかなか全部100%対応するという事は難しいわけでありまして、その辺を徹底させていただいて、ある意味自己責任的にきちんと申告をしてくださいということでやらせていただきました。そういう結果、今のところ落ちがあつたとかそういう報告はまいっておりません。

後段の部分でありますけれども、これは議員がおっしゃるように災害は50年、100年に一度だという考え方はもうとれませんのでいつ来るか。そして、この程度の雨でも被害が発生するという部分もありますので、当然見直しといいますか注意点をもっともっと視野を広げていかなければならないわけです。では、それが予防的な防止策を講ずるに、国あるいは県等の補助対応になるかといいますと、これはまだ非常に難しい部分があります。市の単費で山の沢を全部とめるということもできませんので、極力県あるいは国のほうとの話の中で、そういう部分も対応していただけるような施策を、今後求めていかなければならないとは思っております。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 今ほど6番議員が言われたように、迅速な対応で本当に感謝しているところであります。ただ、ここで今、報告という形で3億7,000万円ほどの補正が出されたわけですけれども、数字で説明いただいても実際にどこのエリアがどれほどなのかということが我々ちょっとわからないのです。我々はそれぞれの地域から議員として出ていますので、ここで3億7,000万円ほどの補正があつたとすると、どういう地域にどういうふうに使ったのだよという住民説明も必要になってくる場面があります。ぜひともこれは資料を議員に提供すべきものではないかと、そんな思いがしたのですがいかがですか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 ご指摘の件につきましては、現在まだ進行中ということで、おおよそ300ぐらいのことがまとまっております。主に今言えることは塩沢地域と六日町地域が多いということですが、最終的にまとめればまた何らかの機会にご報告させていただきたいと思つて

おります。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 被害の範囲につきましては、今、白井部長が説明した範囲と建設関係についても同じです。ただし、違うといえますか際立っているのが建設部のほうでは、道路災害——石打ですけれども関山湯沢線といまして、頭首工の上、大堰の上の市道ですが、のりが崩壊しております。崩壊規模が大きいもので今のところそこに 5,000 万円の予算を計上しております、それが半分は占めているという状況です。

ほかにつきましては、河川、道路あわせて 55 路線ほどありますが、規模は余り大きくはありません。塩沢、石打に集中しているという実情です。まとめましたらまた産業振興部とあわせてご報告したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 8 番・山田 勝君。

○山田 勝君 実際こうやってお金の数字が出されているわけですね。そこで我々は細かいものを全部要求するということではないわけです。それは非常に議会対応として煩雑になってきますので結構です。我々は、どの地域におおよそどんなのがあったという地図に色分けしてもらっただけでもいいと思うのです。このエリアでこういう災害があったので、こういうふうに関決で補正をしまして、それがあれば住民に対しても説明できます。細々というよりも現在こういうふうになっている、そして先ほどありましたように、おととしの災害もこういう状況になってほぼ完了に向かっているとか、それを説明できるおおよその概要でいいですので、この時点で添付すべきではないかなと、そんな気がしたので発言させてもらいました。

○議 長 総務部長。

○総務部長 できるだけ予算の内容がわかるような資料の添付等を考えていきたいと思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 26 号報告 専決処分した事件の承認について（平成 25 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 26 号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第 12、第 87 号議案 南魚沼市監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第 117 条の規定によって中沢一博君の退場を求めます。

〔中沢一博君退場〕

○議 長 本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 87 号議案 南魚沼市監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。このたび平成 23 年 11 月から、議会議員のうちから選任をする監査委員としてお務めをいただきました腰越 晃さんが 10 月 31 日をもって任期満了で退任されましたので、後任の監査委員の選任につきまして地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づきご同意をお願いしたいものであります。議案にございますように中沢一博さんを選任したいものであります。

中沢一博さんの経歴につきましては資料のとおりであります。平成 17 年 11 月から南魚沼市の議会議員としてお務めをいただいております。中沢一博氏は豊富な経験を持ち人格・識見とも申し分なく、監査委員をお任せするに最適の方と存じますので、議会のご同意を賜りたいものであります。

なお、任期につきましては、平成 25 年 11 月 8 日から議会議員としての任期中であります。よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 87 号議案 南魚沼市監査委員の選任について、本案は起立により採決いたします。

○議 長 本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 87 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 中沢一博君の入場を認めます。

〔中沢一博君入場〕

○議 長 日程第 13、第 88 号議案 財産の取得について（圧雪車）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 88 号議案についてご説明申し上げます。本件は、予定価格 2,000 万円以上の動産の買い入れとなります。したがって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、議決事件としてお願いするもの

でございます。

議案の1ページをご覧いただきたいと思います。「記」からでございますが、1の取得する財産の表示は、圧雪車1台でございます。2の取得の方法でございます。指名競争入札でございます。3の取得価格でございますが、2,478万円でございます。4の契約の相手方でございますが、長岡市に所在いたします株式会社大原鉄工所でございます。

めくっていただいて3ページをご覧いただきたいと存じます。物品購入仮契約書の写しでございます。4ページをお願いいたします。入札調書であります。9月18日に入札を執行いたしました。4社の応札がありまして、税抜きで2,360万円、落札率91.47%で、株式会社大原鉄工所が落札したものとございます。

入札調書の記事の部分で有限会社小杉自動車整備工業の記事に「連絡なし」というちょっといつもはない記載がございます。入札に不参加であったわけでございますが、後日確認しましたところ、指名を受けまして入札参加を辞退することとして会社では決定していたのですが、その辞退届の連絡を担当者が失念してしまっていて、日にちもよく記憶していなかったことに対して連絡を忘失してしまったということでございました。

こうした指名競争入札不参加に係る罰則等につきましては、南魚沼市建設工事請負業者等指名停止措置要綱というのがございますが、そこに特に罰則等は規定されていないところでございます。ただし、非常に遺憾なことございましたので、担当部としては以後こういうことがないように注意してくださいということで対応させていただいたところでございます。

それでは続きまして5ページでございますが、契約の相手方の概要、それから今回購入した同型の圧雪車の納入実績が記載されております。6ページから8ページまでは、圧雪車購入仕様書でございます。6ページの1の寸法、エンジンの規格、性能、作業装置の仕様などの主要緒元、仕様をはじめとしまして塗装、検査、保証、メンテナンスなど、7項目――8ページのところまでできますが――にわたって仕様を定めておるものでございます。

9ページ、10ページでございます。購入いたします圧雪車の寸法、質量、これは重量でございますが、性能等の主要諸元表、それから10ページには構造・外寸図が示されているところでございます。

契約納期は、平成26年3月31日としているところでございますが、今シーズンに間に合うような納入のめどが立っておりますので申し添えておきます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長 質疑を行います。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 一番最後の説明の話ですが、納入期限が3月31日ということですのでけれども、私は計画があったとしたならば、このシーズンに間に合うようなもっと早い発注ができなかったのか。その理由をひとつお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 この件につきましては、9月の補正でご決定いただいて対応するものでござい

ます。圧雪車、雪上車というのが特異といいますか非常に用途が限られているもので、日本全国でも1,500台ぐらいしか稼働していないものだということです。つきましては原則受注生産なものでございますので、今言ったような年度途中での補正というのはなかなか難しいのですが、たまたま今回購入をする前提になったところの部分で、今の圧雪車が非常に老朽化しておっていつだめになるかわからない、リースにしてもそういったふうに多くの機械がないことから、いよいよのときに手に入らない状況もある。それが今回日本国内に2台生産済みの圧雪車が——今回導入したものが1台ですが——あるという情報を確認しまして、それであれば9月の補正をいただいた中で購入していこうということにしたものでございます。

それで、要はベース車両でございますが生産済みでございますので、通常の購入よりは期間がずっと短縮される。それをもって今回何とかシーズンに間に合うような形で購入できるということで補正をいただき入札をした段階ですが、最後の確認、いわゆる慣らし運転等いろいろあるということです。実際に機械になっても、完成品、最後のところで納入する際には、例えばうちのほうは雪降り前といえれば11月いっぱいぐらいですので、そういった納期にしますと、実際これを購入しようとするものに応じてくれる業者がないことも考えられるということ、いわゆる業界といいますか、そのところと協議した結果出たものでございます。

それで、工期的にはある程度の余裕を見た中で入札をかける形をとったような次第でございます。ただ、いろいろな情報を集めている中では、ベース車両ではありますけれども生産されているものであれば、9月であれば何とか例えば年内ですか、そういった形での納入は可能であるということを確認した上での発注でもございました。以上でございます。

○議長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 特別な事情でこうだということは今の説明でわかるのですが、確か古くなってといるというのは周知のことであったと思います。それが多分これは大原鉄工所製だと私は思うのですが、入札から発注をかけて今シーズンに間に合うという話と、納入期限が3月31日というこのずれですね。これはやはり説明と報告の時期が著しく違っています。そうではなくて、やはりもっと余裕を持った形の取り組み——要するに間に合うのであれば3月31日というのは、11月31日とか12月25日とかということが可能なわけですので、そういう点でももう少しわかりのいい形の手段、契約の流れをつくって提案するべきではなかったかなと私は思いますが、所見を伺っておきます。

○議長 総務部長。

○総務部長 確かにおっしゃるとおりだと思います。そこで、例えば12月いっぱい、ちょっといっても1月半ばといったような形も考えられたわけでございますが、非常にその辺がはっきりとしない部分で年度内というような形をとった次第でございます。

ただし、そこにいきましてはそれこそ大原鉄工所は長岡ですので、うちのほうの雪なりスキー場の形態はよくご存じなわけですが、もう1台というのはドイツ製のものでございまして、どちらがとるかというのは当然わからないわけです。そうした際に今度実際に入った上

でかなりの調整、悪くすれば部品まで交換したりなどの形も考えられる中での、要は最終的な決断が 12 月いっぱいなり 1 月中旬といったようなものができなかつたというのが現状でございます。

ただし、3 月いっぱいまでシーズン中にもしそういうことがあれば、契約業者とリースなり何なりの便宜を図ってもらったりした中で確保しようということも考えておったわけですが、こういった季節があつたり用途が限られているものについては、議員のおっしゃるような計画だった中での入札がもっともだと思しますので、今後はそういうことに対応した中で、入札計画等を実行していきたいと思つています。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 88 号議案、財産の取得について（圧雪車）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、第 88 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、発議第 9 号 特別委員会の設置について（議会広報編集特別委員会）を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。14 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 それでは発議第 9 号、特別委員会の設置について提案理由を述べさせていただきます。裏面をご覧ください。特別委員会の名称は議会広報編集特別委員会であります。議会活動の市民に対する議会広報誌は、極めて重要でありまして、市民からも期待の声が多く上がつております。よりよい広報誌の編集、発行を期待するものであります。

つきましては記載のとおりの内容で、ぜひ議会広報編集特別委員会を設置していただきたいということでありまして。皆様方からご審議の上ご決定賜りますように、全員の方から賛同をいただきますようによろしくお願いいたします。以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第9号 特別委員会の設置について（議会広報編集特別委員会）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第15、発議第10号 特別委員会の設置について（地域医療対策調査特別委員会）を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 発議10号 特別委員会の設置について提案理由を述べさせていただきます。裏面をご覧ください。特別委員会の名称、地域医療対策調査特別委員会であります。ご承知のように魚沼地域の基幹となる病院が、平成27年6月開院を目指して建設中であり、新市立病院の着工も目前となっております。本市における地域医療対策や医療連携も含めた総合的な地域医療に関する調査及び提言を行うことが必要と強く感じておるところであります。

つきましては、記載のとおり設置根拠及び内容で、ぜひ地域医療対策調査特別委員会を設置したく、皆様方からご審議の上、全員の方からご賛同いただけますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第10号 特別委員会の設置について（地域医療対策調査特別委員会）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

○議 長 暫時休憩いたします。追加日程の資料を配付いたしますのでそのままお待ちください。

〔午後2時19分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午後2時22分]

○議 長 お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしました報告第8号特別委員会委員の選任について、報告第9号特別委員会の正副委員長の選任について、許可第1号議長の常任委員会委員の辞任について、議員の派遣について及び閉会中の継続調査申出についてを日程に追加し、議事日程（第1号の追加2）として直ちに日程及び議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、報告第8号特別委員会委員の選任について、報告第9号特別委員会の正副委員長の選任について、許可第1号議長の常任委員会委員の辞任について、議員の派遣について及び閉会中の継続調査申出についてを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として、直ちに日程及び議題とすることに決定いたしました。

○議 長 追加日程第1、報告第8号特別委員会委員の選任についてを行います。議会広報編集特別委員会委員及び地域医療対策調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長においてお手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

以上で報告第8号特別委員会委員の選任についてを終わります。

○議 長 ここで議会広報編集特別委員会及び地域医療対策調査特別委員会の正副委員長互選のため休憩いたします。休憩後の再開は午後3時ちょうどいたします。

[午後2時24分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午後3時15分]

○議 長 追加日程第2、報告第9号特別委員会の正副委員長の選任についてを行います。事務局長に報告させます。事務局長。

○議 会 事 務 局 長 報告第9号に入る前に、報告第9号の印刷物の訂正をお願いします。済みません。「記」の下の段でございますけれども、「医療対策」と書いてございますけれども、その前に「地域」と二文字を入れていただきたいと思います。申しわけございません。「地域医療対策調査特別委員会」でございます。

それでは報告いたします。報告第9号特別委員会の正副委員長の選任について。南魚沼市議会委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の正副委員長が選任されたので下記により報告する。平成25年11月8日 南魚沼市議会議長・関 常幸。

それでは各自記入をお願いいたします。なお、敬称は略させていただきます。

議会広報編集特別委員会委員長・寺口友彦、副委員長・永井拓三。続きまして地域医療対策調査特別委員会委員長・林 茂男、副委員長・中沢一博、以上でございます。

○議 長 議会広報編集特別委員会及び地域医療対策調査特別委員会の正副委員

長については、ただいまの事務局長の報告どおりであります。ここで各特別委員長から挨拶をしていただきます。まず、議会広報編集特別委員長・寺口友彦君から挨拶をお願いします。16番・寺口友彦君。

○寺口議会広報編集特別委員長 議会広報編集特別委員会委員長に選任をされました寺口であります。2期8年ということで今回3期目ということで、委員会の中も新人議員が4名ということで非常に若返った委員会であります。大変激務であるということは前任者の我が会派の代表に聞いておりましたので、いろいろな思惑もありましたけれども、選挙ということで選任をされたということは重く受けとめております。今後また議会の内容等が市民の方たちにわかりやすいような形での公報の発行というものに努めてまいりたいと思いますので、議員諸氏のご協力のほう、よろしく願いいたします。

〔拍手〕

○議長 次に地域医療対策調査特別委員長・林 茂男君の挨拶を求めます。10番・林 茂男君。

○林地域医療対策調査特別委員長 先ほど選任を受けました地域医療対策調査特別委員会委員長を仰せつかりました林です。前回、副委員長を務めさせていただきました、大変重い仕事だなということを感じてまいりましたが、このたび委員長ということになりました。選挙期間を通じたりしながら、市民の皆さんのこの問題に対する関心度はまことに大なところがあると認識しておりまして、100年に一度といわれる魚沼地域の医療の体制づくりに、微力ではありますが尽力してまいりたいと思います。議員諸氏の皆さんからの特段のご協力、またご支援をいただきまして、よりよい形の地域づくりに邁進したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いしたいと思っております。どうもありがとうございます。

〔拍手〕

○議長 以上で報告第9号 特別委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○議長 暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

〔午後3時20分〕

〔議長席交代〕

○副議長（牧野 晶君） 議長を交代いたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後3時20分〕

○副議長 追加日程第3、許可第1号 議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、関 常幸君の退場を求めます。

〔関 常幸君退場〕

○副議長 事務局長に辞任願を朗読させます。

○議長 暫時休憩といたします。そのまましばらくお待ちください。

[午後 3 時 22 分]

○副 議 長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

[午後 3 時 22 分]

○副 議 長 事務局長。

○議会事務局長 平成 25 年 11 月 8 日 南魚沼市議会副議長・牧野 晶殿。南魚沼市議会議長・関 常幸。辞任願。このたび総務文教委員会委員に選任されましたが、議長という職務上、委員を辞任したいので許可されるよう願います。以上です。

○副 議 長 お諮りいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、関 常幸議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。関 常幸君の入場を認めます。

[関 常幸君入場]

○副 議 長 このまま暫時休憩いたします。

[午後 3 時 26 分]

[議長席交代]

○議 長（関 常幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午後 3 時 26 分]

○議 長 追加日程第 4、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。会議規則第 166 条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定しました。

○議 長 追加日程第 5、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長から所掌事務について会議規則第 111 条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で本臨時会に付議された事件は、全て議了しました。これをもって平成 25 第 2 回南魚沼市臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

[午後 3 時 26 分]